

《介護保険給付対象サービス及び食費、居住費》

別表 1

令和 6 年 8 月 1 日現在の基本料金表（概算）です。

介護サービス費は、処遇改善加算Ⅱ・地域区分 5 級地を含む。

	段 階	介護サービス費	食 費	居室料	一日あたり
要 介 護 1	第 1 段階	844 円	300 円	880 円	2,024 円
	第 2 段階		600 円	880 円	2,324 円
	第 3 段階①		1,000 円	1,370 円	3,214 円
	第 3 段階②		1,300 円	1,370 円	3,514 円
	第 4 段階		1,445 円	2,066 円	4,355 円
	2 割負担	1,688 円	1,445 円	2,066 円	5,199 円
	3 割負担	2,532 円	1,445 円	2,066 円	6,043 円
要 介 護 2	第 1 段階	926 円	300 円	880 円	2,106 円
	第 2 段階		600 円	880 円	2,406 円
	第 3 段階①		1,000 円	1,370 円	3,296 円
	第 3 段階②		1,300 円	1,310 円	3,596 円
	第 4 段階		1,445 円	2,066 円	4,437 円
	2 割負担	1,851 円	1,445 円	2,066 円	5,362 円
	3 割負担	2,776 円	1,445 円	2,066 円	6,287 円
要 介 護 3	第 1 段階	1,015 円	300 円	880 円	2,195 円
	第 2 段階		600 円	880 円	2,495 円
	第 3 段階①		1,000 円	1,370 円	3,385 円
	第 3 段階②		1,300 円	1,370 円	3,685 円
	第 4 段階		1,445 円	2,066 円	4,526 円
	2 割負担	2,030 円	1,445 円	2,066 円	5,541 円
	3 割負担	3,045 円	1,445 円	2,066 円	6,556 円
要 介 護 4	第 1 段階	1,101 円	300 円	880 円	2,281 円
	第 2 段階		600 円	880 円	2,581 円
	第 3 段階①		1,000 円	1,370 円	3,471 円
	第 3 段階②		1,300 円	1,370 円	3,781 円
	第 4 段階		1,445 円	2,066 円	4,612 円
	2 割負担	2,201 円	1,445 円	2,066 円	5,712 円
	3 割負担	3,301 円	1,445 円	2,066 円	6,812 円
要 介 護 5	第 1 段階	1,183 円	300 円	880 円	2,363 円
	第 2 段階		600 円	880 円	2,663 円
	第 3 段階①		1,000 円	1,370 円	3,553 円
	第 3 段階②		1,300 円	1,370 円	3,853 円
	第 4 段階		1,445 円	2,066 円	4,694 円
	2 割負担		1,445 円	2,066 円	5,877 円
	3 割負担	3,548 円	1,445 円	2,066 円	7,059 円

【第 1～4 段階について】所得に応じて、食費・居住費が減額されます。各市区町村の介護保険担当窓口にて「介護保険負担限度額認定証」の申請を行い、審査が通り、証書が発行され、施設に提示することが必要です。

《介護保険給付対象サービス加算》

別表 2

令和 6 年 8 月 1 日現在の概算です。利用日数により若干の増減があります。

加算項目	加算料金			算定	備 考
	1 割負担	2 割負担	3 割負担		
サービス提供体制加算Ⅰ (☆ア)	27 円	53 円	79 円	日	以下のいずれかの要件を満たす ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が 80%以上の場合 ②勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%以上の場合
サービス提供体制加算Ⅱ (☆ア)	22 円	43 円	64 円	日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が 60%以上の場合
サービス提供体制加算Ⅲ (☆ア)	8 円	15 円	22 円	日	以下のいずれかの要件を満たす ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が 50%以上の場合 ②常勤職員が 75%以上の場合 ③勤続 7 年以上の職員が 30%以上の場合
看護体制加算Ⅰ (☆イ)	6 円	11 円	16 円	日	常勤の看護師を 1 人以上配置している場合
看護体制加算Ⅱ (☆ウ)	10 円	19 円	29 円	日	常勤換算で看護職員を利用者 25 人に対して 1 人以上、かつ、基準+1 人以上、かつ、施設又は病院等の看護職員による 24 時間の連絡体制を確保している場合
看護体制加算Ⅲ1 (☆イ)	15 円	30 円	45 円	日	看護体制加算Ⅰの要件を満たし、かつ前年度又は算定日が属する月の前 3 ヶ月間の利用総数のうち、要介護 3 以上の利用者の占める割合が 100 分の 70 以上であること
看護体制加算Ⅳ1 (☆ウ)	28 円	55 円	83 円	日	看護体制加算Ⅱの要件を満たし、かつ前年度又は算定日が属する月の前 3 ヶ月間の利用総数のうち、要介護 3 以上の利用者の占める割合が 100 分の 70 以上であること

夜勤職員配置 加算Ⅱ(☆エ)	22 円	43 円	64 円	日	夜勤を行う職員が基準より1人以上 上回っている場合
夜勤職員配置 加算Ⅳ(☆エ)	25 円	49 円	73 円	日	夜勤を行う職員(喀痰吸引できる介 護職員が配置)が基準より1人以上 上回っている場合
機能訓練体制 加算	15 円	30 円	45 円	日	常勤専従の理学療法士等を1人以上 配置している場合
認知症専門ケ ア加算Ⅰ (☆オ)	4 円	7 円	10 円	日	認知症介護に関する専門的な研修 修了者を利用者 20 人に対して1人 以上配置し、認知症ケアの技術的指 導の会議を定期的の実施している 場合
認知症専門ケ ア加算Ⅱ (☆オ)	6 円	11 円	16 円	日	認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満 たし、認知症介護指導者研修修了者 を1人以上配置し、介護職員、看護 職員ごとに研修計画を作成し実施 した場合
看取り連携体制 加算	77 円	154 円	231 円	日	下記の条件を満たしている場合 ①看護体制加算Ⅰ又はⅢを算定 ②短期入所生活介護事業所の看護 職員により、病院・本体施設の 看護職員等と連携し、24 時間 連絡できる体制を確保 ③利用開始の際に、利用者や家 族に内容を説明し、同意を得る ※死亡日及び死亡日以前30日以 下について、7日を限度
処遇改善加算Ⅰ (☆カ)	サービス単位数に 0.140 乗じる				
処遇改善加算Ⅱ (☆カ)	サービス単位数に 0.136 乗じる				
処遇改善加算Ⅲ (☆カ)	サービス単位数に 0.113 乗じる				
処遇改善加算Ⅳ (☆カ)	サービス単位数に 0.090 乗じる				

☆ア→いずれか一つ ☆イ→いずれか一つ ☆ウ→いずれか一つ ☆エ→いずれか一つ
☆オ→いずれか一つ ☆カ→いずれか一つ

◆生活機能向上 連携加算Ⅰ (☆キ)	121 円	241 円	361 円	月	リハビリを行っている事業所等の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師と施設職員が共同で、個別訓練計画を作成し、通所リハビリテーション等のサービスの場又は ICT での動画等で状態を把握し助言した場合
◆生活機能向上 連携加算ⅡⅠ (☆キ)	240 円	479 円	719 円	月	リハビリを行っている事業所等の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師と施設職員が共同で、個別訓練計画を作成し、計画的に機能訓練した場合
◆生活機能向上 連携加算ⅡⅡ (☆キ)	121 円	241 円	361 円	月	生活機能向上連携加算ⅡⅠの要件を満たし、かつ個別機能訓練加算を算定している場合
◆若年性認知症 受入加算	144 円	287 円	431 円	日	若年性認知症者に対し、個別担当者を定め、サービス提供を行った場合
◆認知症緊急対応 加算	240 円	479 円	719 円	日	認知症の症状が認められ、在宅生活困難と医師が判断し、緊急に短期入所生活介護を利用した場合(7日間のみ)
◆個別機能訓練 加算	68 円	135 円	203 円	日	以下の要件をすべて満たす場合 ①機能訓練体制加算の要件を満たしていること ②機能訓練指導員等が「個別機能訓練計画」を作成していること ③②の計画に基づき、理学療法士等が「機能訓練」を実施していること ④機能訓練指導員が3ヶ月ごとに1回以上は利用者の居宅を訪問し、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること
◆送迎加算	221 円	441 円	662 円	回	居宅と事業所との間の送迎を行った場合
◆医療連携強化 加算 (☆ク)	70 円	140 円	209 円	日	以下の要件をすべて満たす場合 ①看護体制加算Ⅱを算定している ②看護職員による定期的な巡視を行

					っている ③主治医と連絡が取れない場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応を取り決めている ④急変時の医療提供の方針について、利用者から同意を得ている
◆在宅中重度者 受入加算 1 (☆ク)	505 円	1,009 円	1,513 円	日	「ショートステイを利用している中重度者が、自宅で訪問看護サービスを利用していた場合に、該当訪問看護事業所の看護職員がショートステイ先を訪問し、健康管理等が実施された場合で」(※1)、なおかつ看護体制加算Ⅰ又はⅢのどちらか1つを算定している場合
◆在宅中重度者 受入加算 2 (☆ク)	500 円	1,000 円	1,500 円	日	(※1)の条件を満たし、なおかつ看護体制加算Ⅱ又はⅣのどちらか1つを算定している場合
◆在宅中重度者 受入加算 3 (☆ク)	495 円	990 円	1,485 円	日	(※1)の条件を満たし、なおかつ看護体制加算(ⅠとⅡ)または(ⅢとⅣ)いずれかの加算も算定している場合
◆在宅中重度者 受入加算 4 (☆ク)	510 円	1,019 円	1,529 円	日	(※1)の条件を満たし、なおかつ看護体制加算を算定していない場合
◆緊急短期入所 受入加算	108 円	216 円	323 円	日	居宅サービス計画外に、緊急に短期入所生活介護を利用した場合(7日(やむを得ない事情の場合は14日)を限度)
◆長期利用者提供減算	-36 円	-72 円	-108 円	日	連続して30日以上短期入所生活介護を利用した場合31日目から減算
◆連続61日以上減算(☆ケ)	-38 円 (-42 円)	-76 円 (-83 円)	-114 円 (-124 円)	日	連続して60日以上短期入所生活介護を利用した場合61日目から減算(要介護1の場合)
◆療養食加算	10 円	19 円	29 円	食	療養食を提供した場合

◆→対象者のみ

☆ク→いずれか一つ ☆ケ→いずれか一つ

【地域区分について】

地域区分5級地 1単位 → 10.55円 利用負担額はうち1～3割。

《介護保険給付対象外サービス》

別表 3

令和6年8月1日現在の費用となります。費用の全額を負担していただきます。

種 類	内 容	利 用 料
理髪・美容代	・理髪店の出張による理髪サービスをご利用いただけます。(毎月) ・美容室の出張による美容サービスをご利用いただけます。(毎月)	理髪サービス 1 回 1,500 円 美容サービス 1 回 1,500 円
レクリエーション行事	利用者が参加するレクリエーション・クラブ活動など行事における材料費等	実費
日常生活品の購入代行	利用者個人の希望に応じた日常生活品の購入費用	実費
特別な食事	特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用	実費
健康管理費	受診、処方薬、インフルエンザ予防接種の費用等	実費
電気代	テレビ等個人専用の電気代	50 円/日額
複写物（コピー）の交付	利用者、家族からの要望によるサービス提供についての複写代金	10 円/枚
預かり金等管理費	委任事項により異なります。 (下記の事項 5～9 の委任をされる方のみ)	50 円/日額

* 委任事項

1. 小口現金の出納
2. 預かり金の引き出し及び預け入れ
3. 施設利用料金及びその他自己負担金の支払い
4. 医療費に係る支払い等
5. 国民健康保険料及び介護保険料等の支払い
6. 市県民税の申告
7. 費用徴収額に係る収入申告
8. 年金等の受け取り、現状届等の手続き
9. その他税の支払い